

有効期間 5 年（令和10年12月31日まで）  
令和 5 年 1 月 26 日

各 部 長 ・ 参 事 官  
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長  
（刑事総務課）

捜査用カメラの適正な使用の徹底について（通達）

捜査活動のために用いるビデオカメラ（以下「捜査用カメラ」という。）の適正な使用については、捜査用カメラの使用要領について（平成 31 年 2 月 12 日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。）により指示しているところであるが、次のとおり旧通達の規定を一部改正し、令和 5 年 2 月 1 日から実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、本通達の発出をもって旧通達は、廃止とする。

1 刑事部刑事総務課長による指導の徹底

刑事部刑事総務課長は、警察本部の事件主管課及び警察署が取り扱う捜査用カメラの適正な使用に係る指導を徹底すること。

2 捜査用カメラを使用するに当たり検討すべき事項等

(1) 任意捜査としての許容性の検討

捜査用カメラによる被疑者等の撮影・録画（以下「撮影等」という。）は、その捜査目的を達成するため、必要な範囲において、かつ、相当な方法によって行われる場合に限り任意捜査として許される。

捜査用カメラを用いて撮影等しようとするときは、当該場所の性質、撮影等の具体的目的（現行犯の立証、既に行われた犯罪の犯人の特定等）、撮影等の必要性（事件の重大性、嫌疑の程度等）及び撮影方法の相当性（事件に無関係な第三者が撮影対象に含まれるか否か、プライバシーの侵害の程度等）について、対象事件の具体的状況に即して可能な限り子細に検討した上で実施するとともに、撮影等の継続の必要性についても随時検討すること。

(2) 設置箇所の確認等

捜査用カメラを特定の場所に固定して撮影等しようとする場合には、その設置箇所はもとより、設置等のため立ち入る必要のある土地又は建物の管理者を確実に確認し、捜査の秘匿に留意の上、捜査用カメラの設置又は土地等への立入りについて当該管理者の承諾を得ること。

(3) 盗難防止等の措置

捜査用カメラを設置する際は、屋外、室内等にかかわらず、秘匿性に配慮するとともに、盗難、紛失、落下等による第三者への危害を防止するための必要な措置を講じ、設置後はその状況を都度確認するなど、適正な管理を徹底すること。

### 3 警察署長等による捜査指揮等

#### (1) 警察署長等の具体的捜査指揮

警察署長及び当該捜査活動を主管する警察本部の事件主管課長（以下「事件主管課長」という。）は、捜査用カメラ使用の可否について十分に検討の上、具体的な捜査指揮を行うこと。

なお、警察署長は、捜査用カメラを使用するに当たり、事件主管課長と協議し、使用の可否を判断すること。また、協議を受けた事件主管課長は、使用の必要性、相当性等を検討し、警察署長に対して使用の可否を含めた必要な助言を行うこと。

#### (2) 刑事部刑事総務課長との協議

事件主管課長は、撮影等の適否を判断するに当たり、必要と認める場合は、刑事部刑事総務課長と協議すること。

### 4 警察署長指揮により捜査用カメラを使用する場合の手続き

警察署長は、警察本部所属等管理の捜査用カメラ及び自署管理（業者からのレンタル等を含む。）の捜査用カメラを使用するときは、前2を検討し、「捜査用カメラ設置協議書」（別記様式1）等の定められた様式により、事件主管課長と協議すること。

### 5 刑事部刑事総務課管理の捜査用カメラの貸し出し

刑事部刑事総務課管理の捜査用カメラの貸し出しについては、事件主管課長との協議の上、別途定める貸し出し要領に基づいて、手続きを行うこと。

### 6 各種報告事項

#### (1) 捜査用カメラの事故等の報告

捜査用カメラを設置後、捜査用カメラの事故（盗難、破損、故障等）の発生時及び捜査用カメラ撤去時には、速やかに事件主管課長及び関係所属へ報告すること。

#### (2) 警察署における捜査用カメラの保有状況の報告

警察署が新規に捜査用カメラを整備等した場合は、機種、メーカー、台数等を「捜査用カメラ保有報告書」（別記様式2）により、刑事庶務担当者が取りまとめ、刑事部刑事総務課捜査支援室へ報告すること。

なお、報告対象は、新規に保有及びレンタル等した捜査用カメラで特定の場所に固定が可能なものとする。

#### (3) 毎月の報告

事件主管課長は、当月分の警察署長からの捜査用カメラ設置協議書の写しを翌月5日までに刑事部刑事総務課長に送付すること。

ただし、刑事部刑事総務課が管理する捜査用カメラを使用する場合は除く。

### 7 情報セキュリティ規程の遵守

捜査用カメラで使用する外部記録媒体は、広島県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成16年広島県警察本部訓令第21号）及び訓令に基づき定められた各種規程によるものとする。

### 8 捜査用カメラ設置協議書の保存期間

#### (1) 本部事件主管課

捜査用カメラ設置協議書（別紙を含む。）は、捜査用カメラ撤去日の翌年の初日から起算して1年間とする。

(2) 警察署

捜査用カメラ設置協議書（別紙を除く。）は、当該捜査活動の捜査資料の保存期間に準じて適切に保管すること。

本件担当 刑事総務課 捜査支援室  
警 電 [REDACTED]

## 別記様式1

年 月 日					
捜査用カメラ設置協議書					
様					
次のとおり, 捜査用カメラの設置協議を依頼します。					
依頼所属	事件名	被疑者 に対する 被疑事件			
	設置場所				
	設置場所図面	別添図面のとおり (カメラ設置状況・角度等がわかる図面を添付すること)			
	撮影対象	<input type="checkbox"/> 犯罪発生場所(発生が予測される場合を含む) <input type="checkbox"/> 被疑者方・関係者方 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	必要性	具体的に記載			
	設置期間	年 月 日 から	設置日	年 月 日	
		年 月 日 まで	撤去日	年 月 日	
	設置場所の管理者	住所: 氏名: 電話:	承諾の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	カメラ種別	刑事総務課管理	管理番号	号機	
		刑事総務課以外の本部所属管理			
警察署管理 (レンタル等含む)					
主管課との協議日	年 月 日	警察署長了承の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		
担当者	主管課担当者	所属氏名	警電	メールアドレス	
	依頼所属担当者				
主管課	協議結果 (本部主管課意見)				

※1: 刑事総務課管理のカメラは, 主管課と協議後, 刑事総務課に貸し出し依頼をすること

※2: 刑事総務課管理以外の本部管理のカメラは, 管理所属と協議すること

※3: 警察署管理のカメラは, 事件主管課と協議すること

## 捜査用カメラ設置の検討事項

主管課	初回設置時・設置場所を変更する場合に検討	捜査用カメラを用いて撮影等しようとする場所の性質	
		① 場所の性質	<input type="checkbox"/> 撮影場所が、通常、人が他人から容貌等を観察されること自体を受忍せざるを得ない場所であるか
		捜査用カメラを用いて撮影等しようとする具体的な目的の存在	
		② 目的	<input type="checkbox"/> 撮影場所において事件の発生が予想されるなど現行犯の立証のため
			<input type="checkbox"/> 既に行われた犯罪の犯人の特定等のために住居等における出入り状況を確認するため
			<input type="checkbox"/> 既に行われた犯罪の犯人との同一性や、その行動を確認するため
		捜査用カメラを用いて撮影等しようとする必要性(緊急性)	
③ 必要性(緊急性)	<input type="checkbox"/> 事件の重大性、反復継続性又は悪質性の高い犯罪であるか		
	<input type="checkbox"/> 特定の人物が特定の犯罪を犯したと疑うに足りる合理的な理由が存在するか		
	<input type="checkbox"/> 撮影場所において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められるか		
	<input type="checkbox"/> 警察官の目視により常時監視することが困難な場所、あるいは、犯人特定の客観証拠が乏しいなど、撮影以外の方法による証拠保全が困難な状況であると認められるか		
捜査用カメラを用いて撮影等しようとする相当性			
④ 相当性	<input type="checkbox"/> プライバシーの侵害の程度が高い住居内や、事件と無関係な人物等をみだりに撮影対象に含まないよう撮影範囲等に配慮しているか  → 明らかに事件と無関係な映像について、必要以上の期間映像を保存していないか		
	設置箇所の管理者等の承諾		
⑤ 管理者等の承諾	<input type="checkbox"/> 設置箇所の土地又は建物の管理者等の承諾を得るとともに保秘に関する依頼等をしているか		
盗難防止措置			
⑥ 盗難防止措置	<input type="checkbox"/> 捜査用カメラを設置する際は、屋外、屋内等に関わらず、対象者及び第三者に容易に発見されないための措置や盗難防止措置を確実に講じているか		
⑦ 協議結果	本部主管課意見	<input type="checkbox"/> 使用の必要性、相当性等の要件を満たしているため、捜査用カメラの使用及び設置に問題は認められない	
		<input type="checkbox"/>	
延長時に検討	撮影等の継続の検討		
	⑧ 撮影継続の検討結果	<input type="checkbox"/> 撮影等を開始後、一定期間を経過したが、使用の必要性、相当性等の要件を満たしているため、捜査用カメラの使用及び設置に問題は認められない	
		<input type="checkbox"/> 3か月を超えて設置する場合は、長期設置の理由を下記項目に記載すること	
⑨ 長期設置の理由(3か月を超える場合)	本部主管課意見		

※1: 事件主管課が作成すること

※2: 初回設置時・設置場所を変更する場合は、①～⑦に記載すること

※3: 延長時は⑧(3か月を超える場合は、その後毎月⑨)に記載すること

### 捜査用カメラ保有報告書

年 月 日

警察署

課 ・ 係 名	
カ メ ラ 名 称	
品 名	
メ ー カ ー 型 式	
固有番号(製造番号)	
取 得 年 月 日	令和 年 月 日
保 管 場 所	
録 画 装 置	内蔵HDD ・ SDカード ・ その他 (
廃棄処分年月日	令和 年 月 日 廃棄連絡担当者

捜査用カメラの写真